

いじめ対策関連事業

(生徒指導支援事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、スクールカウンセラー配置事業、教育相談事業(一部)、特別支援教育事業(一部))

いじめ防止等の課題

「いじめは、全ての児童生徒に関係する問題」との認識の下、これまでのいじめ対策に加え、「いじめ防止対策推進法」の施行をふまえ、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。



いじめ対策関連事業の目的

学校と教育委員会が連携し、外部専門家等の活用も含めた組織的な対策により、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図ることで、児童生徒が安心して通学できる秩序と活気のある学校づくりをめざす。

未然防止

人権教育の充実

- 「人権教育教材」を活用する人権教育年間計画の作成と実施
- 人権教育研修の実施

児童生徒が自らの身を守るスキルや、いじめ・暴力行為を自制する態度を育成する学習プログラムの実施

- いじめ・暴力防止プログラムの実施(拡充)
- デートDV防止研修の実施(新規)
- ネットいじめ防止プログラムの実施
- SAFEプログラム研修の実施

特別活動でのいじめ問題に対する取組

- 生徒活動リーダーの養成

保護者へのいじめ問題に対する啓発

- いじめ防止啓発ポスター・リーフレットの作成(新規)

道徳教育の充実

- 市独自の道徳資料集「未来をひらく」や「心のノート」等の活用

特別支援教育の充実

- 通常の学級における集団づくりと授業のユニバーサルデザイン化
- 発達障害児等巡回相談による校内支援体制の整備
- 特別支援教育推進リーダー育成研修の実施
- 発達障害理解推進拠点事業の実施

教職員のカウンセリング能力・危機管理能力等の向上

- カウンセリング初級講座、ストレスマネジメント教育研修の実施
- 危機対応研修、ピアサポート研修

児童生徒

保護者

教職員

早期発見

児童生徒が相談しやすい教育相談体制の充実

- スクールカウンセラーの増員配置(拡充)
- 24時間電話相談こころホーンの実施
- いじめ等相談先カードの配付
- いじめアンケートを学期に1回以上実施

学校のいじめ対策支援の充実

- いじめ巡回相談員の増員配置(拡充)
- アセス(学校環境適応感尺度)活用モデル校の実施(新規)

早期解決

被害児童生徒の立場に立ち、チーム力を生かした組織対応

- いじめ防止対策推進法に定められた教育委員会附属機関の設置(新規)
- 生徒指導體制の確立と校内研修の充実

いじめ事象ごとに必要に応じていじめ対策チームで対応

- SSW、SC、いじめ巡回相談員、学校危機管理アドバイザー、指導主事等でいじめ対策チームを編成し学校を支援

児童生徒が安心して通学できる秩序と活気のある学校